



# 島根県報

令和3年10月26日（火）

号外 第 126 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第649号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	314号	雲南市木次町湯村943番2地先から同1666番37地先まで	前	メートル 25.91～ 33.88	メートル 104.02	災害防除工事 拡幅
			後	25.91～ 54.18	104.02	
〃	〃	雲南市木次町湯村945番地先から同地先まで	前	21.03～ 32.45	73.18	災害防除工事 拡幅
			後	24.18～ 39.74	73.18	
県道	上久野大東線	雲南市大東町塩田207番5地先から同148番5地先まで	前	A	7.34～ 13.04	雲南県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事（仮設道撤去）
				B	8.88～ 20.87	
			後 A	7.34～ 13.04	107.89	

## 島根県告示第650号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上久野大東線	雲南市大東町清田69番2地先から同52番2地先まで	メートル 210.91	令和3年 10月26日	雲南県土整備 事務所	